決算審査特別委員会記録

- 1 日 時 令和4年10月6日(木)9:58~15:53
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席委員 久米委員長 金久副委員長 荒谷委員 山崎委員 湯浅委員 住友利広委員 小野委員 広浦委員 橋本委員 藤本委員 陶久委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 正副議長 平山議長
- 6 傍 聴 議 員 星加議員 水谷議員 沢本議員 福谷議員 佐々木議員
- 7 出席理事者 山本副市長 松﨑政策監 桑村政策監 岡田企画部長 吉積総務部長 岡部危機管理部長 吉村市民部長 石本環境管理部長 吉岡保健福祉部長 橘産業部長 豊田建設部長 倉本特定事業部長 木本会計管理者 市瀬教育部長 中川消防次長 石本福祉事務所長 田中総務課長 山崎財政課長 清水税務課長 松原環境保全課長 安富介護保険課長 日下保健センター所長 小坂保険年金課長 1 下保健センター所長 小坂保険年金課長 清原農地整備課長 山下住宅課長 小原会計課長 中橋教育総務課長 松本学校給食課長 他
- 8 事 務 局 阿部議会事務局長 新田課長補佐 谷﨑課長補佐
- 9 傍 聴 者 なし
- 10 記 者 席 なし

【 会議の概要 】

開 会 9:58

久米委員長

おはようございます。ただ今から決算審査特別委員会を開催いたします。 開会に当たりまして、委員長を務めさせていただきます、私、久米でございます。また、副委員長の金久委員とともにスムーズな運営に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします

それでは、理事者を代表して山本副市長から御挨拶をいただきます。山 本副市長。

山本副市長

改めまして、おはようございます。決算審査特別委員会の開会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げさせていただきます。久米委員長、そして金久副委員長をはじめといたしまして、委員の皆様方におかれましては、御多用の中にもかかわりませず、本日から2日間の日程で決算審査特別委員会を開催いただきますことに、厚く御礼を申し上げます。さて、本特別委員会で御審査いただきます案件についてでございますが、9月定例会におきまして提出いたしております、令和3年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算の認定議案18件となってございます。それぞれの担当課長から決算の内容、また、主要な施策の成果等につきまして御説明をさせていただきますので、何卒十分な御審査を賜りまして、御認定を賜りますようお願い申し上げまして、開会の御挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。

久米委員長

ありがとうございました。

それでは、本委員会に付託されております案件は、先ほど、副市長からの御案内のように、先の9月定例会で継続審査といたしました令和3年度の各会計の決算認定議案、第13号議案から第30号議案までの18議案であります。なお、議案の数も大変多く、多岐にわたっておりますので、説明をされる理事者の方におかれましては、簡潔にお願いしたいと思います。また、委員の皆様にも合わせてお願いをいたしたいと思います。質問をされる方におかれましては、質問内容を吟味のうえ、簡潔、明瞭にお願いたします。また、質問の際には、該当する資料とページ番号をいっていただいてから質問していただくとわかりやすいので、お願いをいたします。

それでは、審査に入りますが、説明が長引く場合もあるかと思いますので、理事者の方は自己紹介のみ起立していただきまして、着座での説明をお願いいたします。

令和3年度阿南市一般会計・特別会計歳入歳出決算の概要について

久米委員長 それでは、概要説明に入ります。『令和3年度阿南市一般会計・特別会計 歳入歳出決算の概要について』、木本会計管理者から説明をお願いします。 木本会計管理者。

【理事者説明 木本 会計管理者】

久米委員長 ありがとうございました。

第13号議案 令和3年度阿南市一般会計歳入歳出決算の認定について

久米委員長 次に、『第13号議案 令和3年度阿南市一般会計歳入歳出決算の認定に ついて』を議題といたします。理事者の説明を求めます。小原会計課長。

【理事者説明 小原 会計課長】

久米委員長 ありがとうございました。

ここで15分間、休憩いたします。開会は11時16分からです。

【小 休 11:01 ~ 11:16】

久米委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続いて、主要な施策の成果の説明を求めます。山崎財政課長。

【理事者説明 山崎 財政課長】

久米委員長 お疲れ様でした。

ここで、お昼休憩といたします。午後は13時から再開いたします。

【休憩 12:00 ~ 12:58】

久米委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど、休憩前に理事者からの説明が終わりました。これより、第13 号議案に対する質疑に入りたいと思います。橋本委員から通告があります ので、許可いたします。橋本委員。

橋本 委員 ありがとうございます。予算的なことを2点と、あと1点は全体的なこと、3点、お願いしたいと思います。

まず、先ほど御説明がありました、税の徴収率が全体的に98.2%ということで、非常に高い徴収率を誇っていただいて、担当課の努力もあったかなと感謝をいたしております。そこで、口座振替の件数ですが、市税のほうで、固定資産税の加入率だけでいいんですが、どれだけ伸びているのかを教えていただきたいです。

それともう1点は、この決算をするといつも私感じるんですが、不用額が非常に多いということがちょっと気になるんですけれども、これは以前、財政部長だったか、その方がおっしゃるには「阿南市のこれだけの高額の予算があるということは、これぐらいの不用額があって当然なんだ」といわれたので、そうかなと思ったんですが、しかしながら、ちょっと1点、在宅福祉費のところだけちょっと教えていただきたいんですが、この不用額の金額で、これだけのことがあったということは、3点ほど、報償費

が579万4,742円、それから委託料が168万8,066円、それから負担金が1,400万4,751円…。

久米委員長 橋本委員、ページ数をいってください。

橋本 委員 ページ数、すみません、77ページです。

久米委員長 資料名は。

橋本 委員 歳入歳出決算付属書類の77ページ、失礼しました。

その中の在宅福祉費の関係で、この不用額がちょっと気になったんですけれども、制度の変更等があったのかどうかということを教えていただきたいと思います。この点、2点だけちょっと…。

久米委員長 どうぞ。

清水 課長 税務課、清水でございます。橋本委員の御質問の、固定資産税の口座振 替状況について御答弁させていただきます。

令和3年度固定資産税の口座振替状況でございますが、納税義務者3万2,344人のうち、口座振替依頼者は1万2,143人で、加入率は、37.54%でした。これは、令和2年度と比べまして、依頼者数264人の増、加入率で0.81%の増でございます。以上、答弁とさせていただきます。

久米委員長 石本所長。

石本 所長 福祉事務所長、石本でございます。よろしくお願いいたします。橋本委員の御質問にお答えいたします。

制度が変わったわけではございませんが、一応、18、負担金、補助及び交付金の1,400万円についてでございますが、この1,400万円の不用額が高齢者バス等利用助成金、これが、当初予算が2,100万円ほどございます。それで、支出したのが約1,000万円で、利用者が少なかったということもございますので、1,100万円の不用額が出ております。

それと、もう一つは市敬老会の補助金でございますが、記念品をお渡ししていると思いますが、敬老会を開催しないと補助金が3分の2の額とすることによりまして、敬老会をコロナ禍の中、開催しなかった敬老会がございますので、210万円ほどの不用額が出ております。以上、御答弁といたします。よろしくお願いいたします。

久米委員長 橋本委員。

橋本 委員 ありがとうございます。

質問、最後なんですけれども、これはちょっと財政のほうではないんですが、市の単独の補助金の支出の仕方についてお伺いしたいと思います。 この補助金の交付の趣旨ですね。市に関連する事業に対する補助金に対しまして、補助金の交付の趣旨、それから、要綱等々があると思いますが、 そのようなことをどのように決められているのか、決まっていることがあれば、教えていただける範囲で教えていただきたいと思います。

久米委員長 山崎財政課長。

山崎 課長 財政課、山崎でございます。橋本委員の御質問について御答弁申し上げます。

市補助金事業につきましては、阿南市補助金等交付規則をはじめ、平成29年度に策定した補助金等に関する基本方針及び補助金の執行に係る事務要領を踏まえた各事業の補助要綱などに基づき、それぞれの事業担当課において執行されております。

補助金執行の一般的な流れを御説明いたしますと、補助対象者からの交付申請書類の受け付け後、申請書類が交付要綱などで規定した交付条件を満たしているかなどの審査のほか、必要に応じてヒアリングなどにより、補助対象事業の目的及び内容が適正であるかどうか調査したうえで、担当課が交付決定を行い、申請者はその決定を受けて事業を実施します。その後、担当課は提出された実績報告書を提出いたします。その後、担当課は提出された実績報告書に基づき、交付申請時の事業計画書などに担当課と実績を書きまで、交付申請時の確認や、対象外経費はて事業を実施しているか、補助対象事業の履行の確認や、対象外経費まれていないかなどを審査するとともに、必要に応じて実地調査を行ったうえで、交付要綱などで規定した交付条件を満たしている場合は交行額を確定し、満たされていなかった場合は交付決定の取り消し決定を行います。また、補助金を交付したのちに、補助要綱などに反することがます。また、補助金を交付したのちに、補助金の返還を命ずることとしております。以上、御答弁といたします。

久米委員長 橋本委員。

橋本 委員 大体の御答弁だったと思いますが、今、要約しますと、要するに、その 補助金全体的には各課任せの対応だということですよね。それで、調査を されることに対して、誰がどのようなかたちでしていくのか。各課がそれ ぞれの対応をしていくのか。もしここで、その補助金的なところで内部留 保とか目的外使用等々が発覚した場合に、この対応というのはどのように 考えていらっしゃいますか。もう一度、教えていただきたい。それで、確 認はどのようにされていますか。お願いします。

久米委員長 山崎財政課長。

山崎 課長 財政課、山崎でございます。橋本委員の御質問に御答弁いたします。 内部留保等、補助要綱等にもしも反することが疑われるとか判明した場合におきましても、担当課が責任を持って実地調査等を行い、確認する事務要領になっております。以上、御答弁といたします。

久米委員長 橋本委員。

橋本 委員 各課がそれぞれ責任を持って対応するということですが、このようなこ

とで不公平感が出るということはないでしょうか。そういうことも含めてですが、これは要望としておきますが、これは補助金で、少なくとも市民の血税なんです。だから、そのようなことを踏まえて、しっかりとした対応をしていただきたいということが要望の一つなんですが、もう少しチェック機能を働かせる必要があると、私は思います。そのようなことも踏まえて、やはり監査するところを一つにまとめるということはできないでしょうか。これは検討していただきたいと、要望をしておきます。以上です。

久米委員長 ほかにございますか。藤本委員。

藤本 委員 すみません。通告はしていないんですが、歳入歳出決算付属書類の32 ページですが、18款3項の基金運用収入について、ちょっと教えていた だきたいんですが、当初予算額から比べて結構大きな額になっていると思 うんですが、少し、ちょっと詳しく説明いただけたらと思います。

久米委員長 山崎財政課長。

山崎 課長 財政課、山崎でございます。

基金運用収入につきましては、大口定期の利息や債券の売り買いによる収入で、財政調整基金分として2,042万1,497円、減債基金分として857万283円、輝けあなんふるさと創造基金分として1,303万163円、土地開発基金分として8万9,161円でありました。内訳としましては以上でございます。以上、御答弁といたします。

久米委員長 藤本委員。

藤本 委員 同じく、決算書類の392ページの財政調整基金の、先ほどの内訳で、 2,402万円ということは、この有価証券分の運用益ということですか。 この17億円のところの運用益が2,400万円ということですか。では ないんでしょうか。392ページの基金の一番上のところに、有価証券分 で約17億円あるんですけど、これの運用益ということでよろしいですか。

久米委員長 小原課長。

小原 課長 会計課、小原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。藤本委員の御質問にお答えをいたします。

392ページの基金のところで、財政調整基金の有価証券の部分というところでございますが、有価証券、こちらにつきましては財政調整基金の有価証券の内訳としましては、地方債でありますとか事業債によって運用しております。こちらがその残高ということでございます、金額の。ですので、この財政調整基金の現在、決算年度末の残高ということで、現金と有価証券というような内訳がございますが、現金につきましては現金、有価証券につきましては、先ほどの地方債、事業債によって運用いたしておるものでございます。以上、御答弁といたします。

久米委員長 藤本委員。

藤本 委員 それの運用益ということですかと聞いているんですが。さっきのは…。

久米委員長 小原課長。

小原 課長 会計課、小原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

先ほどのそういう御指摘のとおり、こちらの地方債での運用の益が運用 益のところに入っているということでございます。以上、御答弁といたし ます。

久米委員長 藤本委員。

藤本 委員 わかりました。ありがとうございました。ちょっとまたあとで詳しく聞 きますのでお願いします。

久米委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

これより、第13号議案を採決いたします。本件を原案どおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 御異議なしと認めます。よって『第13号議案 令和3年度阿南市一般 会計歳入歳出決算の認定について』は、原案のとおり認定することに決定 しました。

質疑終了・採 決 全会一致 原案認定

第14号議案 令和3年度阿南市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につい て

久米委員長 次に『第14号議案 令和3年度阿南市国民健康保険事業特別会計歳入 歳出決算の認定について』を議題といたします。理事者の説明を求めます。 小坂保険年金課長。

【理事者説明 小坂 保険年金課長】

久米委員長 ただ今、理事者の説明が終わりました。これより第14号議案に対する 質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより第14号議案を採決いたします。本件を原案どおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 御異議なしと認めます。よって『第14号議案 令和3年度阿南市国民 健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について』は、原案のとおり認 定することに決定しました。

質疑終了・採 決 全会一致 原案認定

第15号議案 令和3年度阿南市加茂谷診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第16号議案 令和3年度阿南市伊島診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について

久米委員長 次に『第15号議案 令和3年度阿南市加茂谷診療所事業特別会計歳入 歳出決算の認定について』と、『第16号議案 令和3年度阿南市伊島診療 所事業特別会計歳入歳出決算の認定について』を一括議題とします。理事 者の説明を求めます。小坂保険年金課長。

【理事者説明 小坂 保険年金課長】

久米委員長 ただ今、理事者の説明が終わりました。これより第15号議案と第16 号議案に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、第15号議案を採決いたします。本件を原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 御異議なしと認めます。よって『第15号議案 令和3年度阿南市加茂 谷診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について』は、原案のとおり認

質疑終了·採 決 全会一致 原案認定

久米委員長 続きまして、第16号議案を採決いたします。本件を原案のとおり認定 することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 御異議なしと認めます。よって『第16号議案 令和3年度阿南市伊島 診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について』は、原案のとおり認定 することに決定しました。

質疑終了・採 決 全会一致 原案認定

第17号議案 令和3年度阿南市加茂谷財産区運営事業特別会計歳入歳出決算の認定に ついて

第18号議案 令和3年度阿南市伊島財産区運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について いて

久米委員長 次に、『第17号議案 令和3年度阿南市加茂谷財産区運営事業特別会計 歳入歳出決算の認定について』と、『第18号議案 令和3年度阿南市伊島 財産区運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について』を一括議題といた します。理事者の説明を求めます。田中総務課長。

【理事者説明 田中 総務課長】

久米委員長 ありがとうございました。ただ今、理事者の説明が終わりました。これ より、第17号議案と第18号議案に対する質疑に入ります。質疑ありま せんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。 これより、第17号議案を採決いたします。本件を原案のとおり認定す ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 御異議なしと認めます。よって『第17号議案 令和3年度阿南市加茂 谷財産区運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について』は、原案のとお り認定することに決定しました。

質疑終了·採 決 全会一致 原案認定

久米委員長 続きまして、第18号議案を採決いたします。本件を原案のとおり認定 することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 御異議なしと認めます。よって『第18号議案 令和3年度阿南市伊島 財産区運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について』は、原案のとおり 認定することに決定しました。

質疑終了・採 決 全会一致 原案認定

第19号議案 令和3年度阿南市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定 について

久米委員長 次に、『第19号議案 令和3年度阿南市住宅新築資金等貸付事業特別会 計歳入歳出決算の認定について』を議題といたします。理事者の説明を求 めます。山下住宅課長。

【理事者説明 山下 住宅課長】

久米委員長 ありがとうございました。ただ今、理事者の説明が終わりました。これ より、第19号議案に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。 これより、第19号議案を採決いたします。本件を原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 御異議なしと認めます。よって『第19号議案 令和3年度阿南市住宅 新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について』は、原案のと おり認定することに決定しました。

質疑終了·採 決 全会一致 原案認定

久米委員長 ここで、休憩いたします。ちょっと早いですが、中途半端になるので。 では、午後2時10分から再開いたします。

【休憩 13:53 ~ 14:08】

久米委員長 引き続き、会議を開きます。

第20号議案 令和3年度阿南市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

久米委員長 次に『第20号議案 令和3年度阿南市介護保険事業特別会計歳入歳出 決算の認定について』を議題とします。理事者の説明を求めます。安富介 護保険課長。

【理事者説明 安富 介護保険課長】

久米委員長 理事者からの説明が終わりました。これより、第20号議案に対する質 疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。 これより、第20日諸宏な探討いなります。

これより、第20号議案を採決いたします。本件を原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 御異議なしと認めます。よって『第20号議案 令和3年度阿南市介護 保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について』は、原案のとおり認定す ることに決定しました。

質疑終了·採 決 全会一致 原案認定

第21号議案 令和3年度阿南市伊島地区生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認 定について

久米委員長 次に『第21号議案 令和3年度阿南市伊島地区生活排水処理事業特別 会計歳入歳出決算の認定について』を議題とします。理事者の説明を求め ます。松原環境保全課長。

【理事者説明 松原 環境保全課長】

久米委員長 ありがとうございました。理事者の説明が終わりました。これより、第 21号議案に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。 これより、第21号議案を採決いたします。本件を原案のとおり認定す ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 御異議なしと認めます。よって『第21号議案 令和3年度阿南市伊島 地区生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について』は、原案の とおり認定することに決定しました。

質疑終了·採 決 全会一致 原案認定

第22号議案 令和3年度阿南市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について

久米委員長 次に、『第22号議案 令和3年度阿南市学校給食事業特別会計歳入歳出 決算の認定について』を議題とします。理事者の説明を求めます。松本学 校給食課長。

【理事者説明 松本 学校給食課長】

久米委員長 理事者の説明が終わりました。これより、第22号議案に対する質疑に 入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

これより、第22号議案を採決いたします。本件を原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 御異議なしと認めます。よって『第22号議案 令和3年度阿南市学校 給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について』は、原案のとおり認定す ることに決定しました。

質疑終了·採 決 全会一致 原案認定

第23号議案 令和3年度阿南市奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

久米委員長 次に『第23号議案 令和3年度阿南市奨学資金貸付事業特別会計歳入 歳出決算の認定について』を議題とします。理事者の説明を求めます。中 橋教育総務課長。

【理事者説明 中橋 教育総務課長】

久米委員長 ありがとうございました。理事者の説明が終わりました。これより、第 23号議案に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、第23号議案を採決いたします。本件を原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 御異議なしと認めます。よって『第23号議案 令和3年度阿南市奨学 資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について』は、原案のとおり認 定することに決定しました。

質疑終了·採 決 全会一致 原案認定

第24号議案 令和3年度阿南市春日野地域下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に ついて

久米委員長 続いて『第24号議案 令和3年度阿南市春日野地域下水道事業特別会 計歳入歳出決算の認定について』を議題とします。理事者の説明を求めま す。松原環境保全課長。

【理事者説明 松原 環境保全課長】

久米委員長 ただ今、理事者の説明が終わりました。これより、第24号議案に対す る質疑に入ります。質疑ありませんか。山崎委員。

山崎 委員 81ページ、不納欠損額、これの要因といいますか、何が不納欠損額に なっているのか、ちょっと説明してください。

久米委員長 何の、わかっていますか。松原課長。もう1回、いってあげてください。

山崎 委員 要因、不納欠損額の。時効とかあるのかなと思って。

久米委員長 松原環境保全課長。

松原 課長 環境保全課の松原でございます。山崎委員の御質問に御答弁申し上げます。

資料の305ページの不納欠損額58万5,171円の理由についてでございますが、不納欠損額の58万5,171円は時効によるものでございます。件数といたしましては41件で、主に県営市営住宅の入居者の滞納によるものでございますが、住宅の入居者が転出した場合は追跡調査が難しいことや、住宅に困窮する低額所得者に対して住宅を賃貸していることなどの要因により時効を迎え、不納欠損処分にいたっております。以上、御答弁とさせていただきます。

久米委員長 山崎委員。

山崎 委員 住所がわからない場合は、転出した場合も不納欠損事由に該当するとい うことですね。

久米委員長 答弁ありますか。松原課長。

松原 課長 環境保全課の松原でございます。山崎委員の御質問に御答弁申し上げま す。

> 基本的に、滞納されている方については督促状ないし、または催告書により納付をうながしておりますが、納付をいただけない、納付いただくまでに2年という時効を迎え、不納欠損処分にいたった次第でございます。 以上、御答弁とさせていただきます。

久米委員長 山崎委員。

山崎 委員 ほかの下水道関係の会計も見ていまして、不納欠損というのが出てくる のが少なかったもので、この会計だけが出ていましたので質問したんです が、ちょっと目についたので、指摘しておいたので、今後とも努力してい ただきますように。

久米委員長 橋本委員。

橋本 委員 私も、山崎委員と同じくちょっと思ったので、不納欠損もそうなんですけれども、収入未済額が非常に多いんですが、不納欠損額に至るまでの間に、これ、429万6,469円というのが未済額になっておりますが、今後、不納欠損までに陥らないためには、どのような収納方法というか、やっていくんですか。教えてください。

久米委員長 松原課長。

松原 課長 橋本委員の御質問に御答弁申し上げます。

使用料の徴収業務については水道課に業務委託をしております。水道課はヴェオリア・ジェネッツ株式会社に委託しておりますので、今後、水道課とも協議を行わせていただきまして、訪問回数等を増やしていただけるよう働きかけてまいりたいと考えております。以上、御答弁とさせていただきます。

久米委員長 橋本委員。

橋本 委員 今後とも、収納にかけては努力していただきたいと思います。よろしく お願いします。

久米委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、第24号議案を採決いたします。本件を原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 御異議なしと認めます。よって『第24号議案 令和3年度阿南市春日 野地域下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について』は、原案のとお り認定することに決定いたしました。

質疑終了・採 決 全会一致 原案認定

第25号議案 令和3年度阿南市羽ノ浦農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定 について

久米委員長 次に『第25号議案 令和3年度阿南市羽ノ浦農業集落排水事業特別会 計歳入歳出決算の認定について』を議題といたします。理事者の説明を求 めます。清原農地整備課長。

【理事者説明 清原 農地整備課長】

久米委員長 理事者の説明が終わりました。これより、第25号議案に対する質疑に 入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、第25号議案を採決いたします。本件を原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 御異議なしと認めます。よって『第25号議案 令和3年度阿南市羽ノ 浦農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について』は、原案のと おり認定することに決定しました。

質疑終了・採 決 全会一致 原案認定

第26号議案 令和3年度阿南市豊香野地区生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の 認定について 久米委員長 続きまして『第26号議案 令和3年度阿南市豊香野地区生活排水処理 事業特別会計歳入歳出決算の認定について』を議題とします。理事者の説 明を求めます。松原環境保全課長。

【理事者説明 松原 環境保全課長】

久米委員長 ありがとうございました。ただ今、理事者の説明が終わりました。これ より、第26号議案に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより、第26号議案を採決いたします。本件を原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 御異議なしと認めます。よって『第26号議案 令和3年度阿南市豊香 野地区生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について』は、原案 のとおり認定することに決定しました。

質疑終了·採 決 全会一致 原案認定

久米委員長 ここで休憩いたします。午後3時25分でいいですね。

【休憩 15:09 ~ 15:23】

久米委員長 休憩前に続いて、会議を開きます。

それでは、第27号議案に入る前に、先ほどの第24号議案で山崎委員が質問されました内容について、担当課であります環境保全課から答弁の訂正の申し出がございますので、お受けしたいと思います。松原環境保全課長。

松原 課長 環境保全課の松原でございます。

先ほど、山崎委員の不納欠損の理由についての御質問の中で、下水道料金の時効は2年と申し上げましたが、5年の誤りでございました。お詫びして訂正させていただきます。大変失礼いたしました。

久米委員長 よろしいですか。了解とのことでございます。

第27号議案 令和3年度阿南市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

久米委員長 それでは『第27号議案 令和3年度阿南市後期高齢者医療特別会計歳 入歳出決算の認定について』を議題といたします。理事者の説明を求めま す。小坂保険年金課長。

【理事者説明 小坂 保険年金課長】

久米委員長 ありがとうございました。ただ今、理事者の説明が終わりました。これ より、第27号議案に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、第27号議案を採決いたします。本件を原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 御異議なしと認めます。よって『第27号議案 令和3年度阿南市後期 高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について』は、原案のとおり認定 することに決定しました。

質疑終了·採 決 全会一致 原案認定

第28号議案 令和3年度阿南市西春日野生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認 定について

久米委員長 次に『第28号議案 令和3年度阿南市西春日野生活排水処理事業特別 会計歳入歳出決算の認定について』を議題といたします。理事者の説明を 求めます。松原環境保全課長。

【理事者説明 松原 環境保全課長】

久米委員長 ただ今、理事者の説明が終わりました。これより、第28号議案に対す る質疑に入ります。質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。 これより、第28号議案を採決いたします。本件を原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 御異議なしと認めます。よって『第28号議案 令和3年度阿南市西春 日野生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について』は、原案の とおり認定することに決定いたしました。

質疑終了・採 決 全会一致 原案認定

第29号議案 令和3年度阿南市夜間休日診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について いて

久米委員長 次に『第29号議案 令和3年度阿南市夜間休日診療所事業特別会計歳 入歳出決算の認定について』を議題といたします。理事者の説明を求めま す。日下保健センター所長。

【理事者説明 日下 保健センター所長】

久米委員長 ありがとうございました。ただ今、理事者の説明が終わりました。これ より、第29号議案に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。 これより、第29号議案を採決いたします。本件を原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 御異議なしと認めます。よって『第29号議案 令和3年度阿南市夜間 休日診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について』は、原案のとおり 認定することに決定いたしました。

> 質疑終了·採 決 全会一致 原案認定

第30号議案 令和3年度阿南市椿診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について

久米委員長 次に『第30号議案 令和3年度阿南市椿診療所事業特別会計歳入歳出 決算の認定について』を議題といたします。理事者の説明を求めます。小 坂保険年金課長。

【理事者説明 小坂 保険年金課長】

久米委員長 ありがとうございました。それでは、ただ今、理事者の説明が終わりま した。これより、第30号議案に対する質疑に入りたいと思います。質疑 ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、第30号議案を採決いたします。本件を原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 御異議なしと認めます。よって『第30号議案 令和3年度阿南市椿診 療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について』は、原案のとおり認定す ることに決定いたしました。

質疑終了·採 決 全会一致 原案認定

久米委員長 以上で、決算審査特別委員会に付託されました全ての案件は終了いたしました。以上で、本委員会を閉じることにいたします。

山本副市長より御挨拶を受けたいと思います。山本副市長。

山本副市長 決算審査特別委員会の閉会に当たりまして、一言、御礼の御挨拶をさせていただきます。久米委員長をはじめ、委員の皆様方におかれましては、終日にわたりまして精力的な御審議を賜り、誠にありがとうございました。また、御審査を賜りました議案につきましては、全て原案どおり認定をいただき、厚く御礼を申し上げる次第でございます。審査の過程におきまして頂戴いたしました貴重な御意見、御提言につきましては、今後の会計運営に活かし、適正かつ効率的な事業の推進に努めてまいる所存でございますので、引き続きまして、御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げまして、閉会に当たりましての御礼の御挨拶とさせていただきます。どう

も、本日はありがとうございました。

久米委員長 それでは、最後に私からも御挨拶申し上げますが、2日間の予定でした けれども、今日は1日で終了することができました。委員の皆様をはじめ、 理事者の方々の御協力をいただきまして、本当にありがとうございました。 以上で終わります。

閉 会 15:53